

# 大洗町地域防災計画

資料編

令和5年12月

大洗町防災会議

## 目次

資料1	人口と世帯数	1
資料2	国勢調査による年齢3階級人口	1
資料3	地目別土地利用面積の構成比の推移	2
資料4	東日本大震災以降における主な地震概要（マグニチュード6.0以上）	2
資料5	本町における東日本大震災の被害状況	4
資料6	茨城県沿岸で観測された主な津波	6
資料7	大洗町における主な風水害の概要	8
資料8	大洗町洪水ハザードマップ	10
資料9	ボランティアの区分	11
資料10	大洗町防災行政無線設備	11
資料11	緊急輸送道路	12
資料12	臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）	12
資料13	茨城県災害拠点病院	13
資料14	茨城県内のDMAT指定医療機関	13
資料15	避難所、避難場所等の考え方	14
資料16	避難所等一覧	15
資料17	職員の動員区分（地震・津波）	17
資料17-1	職員の動員区分（大雨・洪水）	18
資料17-2	職員の動員区分（土砂）	19
資料18	動員体制の決定者	20
資料19	災害対策本部等の設置決定者	20
資料20	災害対策本部組織	21
資料21	災害対策本部の事務分掌	22
資料22	津波警報・注意報の種類	26
資料23	津波予報	26
資料24	津波情報の種類	27
資料25	地震情報の種類と内容	28
資料26	県の報告先	29
資料27	自衛隊連絡先	29
資料28	自衛隊の活動範囲	30
資料29	茨城県消防広域応援隊の要請先	30

資料30	緊急交通路指定予定路線	31
資料31	給水拠点・浄配水場	31
資料32	応急給水の目標設定例	31
資料33	令別表第1	31
資料34	令別表第2	32
資料35	令別表第4	32
資料35-1	災害救助法の概要	33
資料36	設備別復旧順位	42
資料37	電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等、大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標	43
資料38	医療班（防疫）	44
資料39	消毒の実施基準	44
資料40	激甚災害基準	44
資料41	洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	47
資料42	警報・注意報基準値一覧表	48
資料43	茨城県の細分区域	49
資料44	警戒レベル一覧表	50
資料45	水防警報の種類、内容及び発表基準	51
資料46	基準水位観測所及び水防警報区	52
資料47	消防庁連絡先	52
資料48	体制区分 基準配備人員（海上事故）	53
資料49	自衛隊機の場合の航空事故情報等の収集・連絡先	53
資料50	体制区分・基準配備人員（航空事故）	53
資料51	鹿島臨海鉄道概況	54
資料52	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（鉄道事故）	54
資料53	道路災害情報等の収集・連絡先一覧	54
資料54	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（道路災害）	55
資料55	大規模な火事災害情報の連絡先一覧	55
資料56	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（火災）	55
資料57	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（危険物等事故）	56
資料58	防災業務関係者の被ばく管理マニュアル	57

【総則 第1章 第2節 第2 社会条件】

資料1 人口と世帯数

	人口	男	女	世帯数	世帯人数
平成 23 年	18,297	8,893	9,404	7,019	2.60
平成 24 年	17,823	8,634	9,189	7,010	2.54
平成 25 年	17,549	8,525	9,024	7,013	2.50
平成 26 年	17,295	8,405	8,890	6,968	2.48
平成 27 年	17,070	8,309	8,761	6,981	2.44
平成 28 年	16,827	8,252	8,575	6,661	2.52
平成 29 年	16,679	8,214	8,465	6,753	2.46
平成 30 年	16,477	8,114	8,363	6,820	2.41
平成 31 年	16,188	7,997	8,191	6,792	2.38
令和 2 年	15,987	7,930	8,057	6,842	2.33
令和 3 年	15,739	7,783	7,956	6,869	2.29
令和 4 年	16,094	8,003	8,091	7,538	2.13
令和 5 年	15,932	7,958	7,974	7,639	2.08

資料) 常住人口より 各年1月1日時点

【総則 第1章 第2節 第2 社会条件】

資料2 国勢調査による年齢3階級人口

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年齢不詳
平成 22 年	18,328	2,145 (11.7)	11,355 (62.1)	4,780 (26.1)	48
平成 27 年	16,886	1,827 (10.9)	9,788 (58.4)	5,149 (30.7)	122
令和 2 年	15,715	1,538 (9.9)	8,766 (56.4)	5,225 (33.6)	186

資料) 国勢調査各年 10 月 1 日時点

【総則 第1章 第2節 第2 社会条件】

資料3 地目別土地利用面積の構成比の推移 (上段ha、下段%)

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成22年	352.5	308.4	370.2	306.1	44.4	332.6	604.8	2,319.0
	15.2	13.3	16.0	13.2	1.9	14.3	26.1	100.0
平成27年	347.5	298.0	389.2	292.0	44.8	328.4	685.8	2,385.7
	14.5	12.5	16.3	12.2	1.9	13.7	28.9	100.0
令和3年	347.5	298.0	389.2	292.0	44.8	328.4	685.8	2389.0
	14.5	12.5	16.3	12.2	1.9	13.7	28.7	100.0

注) 固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる(県統計書、各年1月1日)

【総則 第1章 第3節 第1 地震災害】

資料4 東日本大震災以降における主な地震概要 (マグニチュード6.0以上)

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2011. 3. 11	平成23. 3. 11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、銚田市で6強、神栖市で6弱を観測。人的被害:死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害:全壊2、634棟、半壊24、995棟、一部損壊191、490棟 床上浸水75棟、床下浸水624棟(令和2年3月1日現在)
2011. 4. 11	平成23. 4. 11	36° 56'	140° 40'	7.0	銚田市で震度6弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、銚田市で震度5強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度5弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。
2012. 12. 7	平成24. 12. 7	38° 01'	143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
2016. 11. 22	平成28. 11. 22	37° 21'	141° 36'	7.4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
2016. 11. 24	平成28. 11. 24	37° 10'	141° 25'	6.2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1名。

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2016. 12. 28	平成28. 12. 28	36° 43'	140° 34'	6. 3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1名、高萩市で住家一部損壊5棟。
2021. 2. 13	令和3. 2. 13	37° 43'	141° 41'	7. 3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽症各1名、物的被害なし。
2022. 3. 16	令和4年. 3. 16	37° 41'	141° 37'	7. 4	水戸市など15市町村で震度5弱を記録。常陸大宮市で中等症1名、石岡市、筑西市で軽症各1名、物的被害なし。

注：震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

## 【総則 第1章 第3節 第1 地震災害】

### 資料5 本町における東日本大震災の被害状況

東日本大震災は、2011年（平成23年）3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖130キロメートル、仙台市の東方沖70キロメートルの太平洋の海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はモーメントマグニチュード（Mw）9.0で、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震となった。震源は広大で、岩手県沖から茨城県沖までの南北約500キロメートル、東西約200キロメートルのおよそ10万平方キロメートルという広範囲すべてが震源域とされる。最大震度は宮城県栗原市で観測された震度は7で、宮城・栃木・福島・茨城の一部で震度6強を観測した。

本町においても震度5強を観測し、最大で4.0mの津波を観測した。被害は死者1名、軽症6名のほか、住家の被害は全壊14戸を記録した。上水道、電力等のライフラインも停止し、復旧・復興に長期の日時を要した。

住民の避難生活も約20日に及び、町の業務も給水、炊き出し、災害ゴミの処理、仮設トイレの設置、公共施設の復旧、り災証明の発行など、災害対応業務が広範囲かつ長期にわたった。

#### ア 地震の概況

##### (ア) 三陸沖地震の地震

- (1) 発生日時：平成23年3月11日 14時46分
- (2) 地震規模：マグニチュード9.0（発表当初8.8）
- (3) 震源地：三陸沖（北緯36° 06'、東経142° 52'、深さ24km）
- (4) 大洗町の震度：5強[H23.3.30気象庁発表]（県内最大6強(8)、6弱(21)）

##### (イ) 茨城県沖の地震

- (1) 発生日時：平成23年3月11日 15時15分
- (2) 地震規模：マグニチュード7.4
- (3) 震源地：茨城県沖（北緯36.0、東経140.2、深さ約80km）
- (4) 県内最大6弱(1)、5強(3)

#### イ 津波情報

- (ア) 3月11日 15時15分 1.8m
- (イ) 3月11日 15時43分 3.9m
- (ウ) 3月11日 16時52分 4.0m（最大波）
- (エ) 3月11日 21時10分 観測不可
- (オ) 3月11日 22時15分 観測不可

#### ウ 地震発生からの初動体制

3/11

14:46 地震発生

海岸付近一帯に注意呼びかけ開始。災害対策本部設置  
防災行政無線によりサイレン吹鳴及び避難勧告放送開始

14:49 気象庁が茨城県に津波警報発令（地震発生から3分後）

水戸鉾田佐原線より海岸側に対し避難指示発令

<p>防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示放送開始</p> <p>(地震発生から28分後)</p> <p>15:14 気象庁が茨城県に大津波警報発令 町内全域に避難指示発令</p> <p>15:15 津波第1波観測 (1.8m) 大洗港天端まで20cm (地震発生から29分後)</p> <p>(地震発生から57分後)</p> <p>15:43 津波第2波観測 (3.9m) 大洗消防署前約20cm冠水</p> <p>(地震発生から126分後)</p> <p>16:52 津波第3波観測 (4.0m) 町役場庁舎1階 (嵩上げ1.5m) 浸水</p>
--

エ 住民避難の状況

(ア) 住民避難

3/11	15:00	避難所を設置 (最大17ヶ所 3,392名)
3/13	14:00	各避難所閉鎖。大洗文化センター大会議室に集約 (最大139名)
3/19	15:00	大洗文化センターから寿集会所へ避難所移動 (最大13名)
4/1	12:00	寿集会所避難所閉鎖

オ 被害状況

(ア) 人的被害

- (1) 死亡 1名
- (2) 軽傷 6名
- (3) 行方不明 0名

(イ) 物的被害

	住家	非住家
全壊	14件	18件
大規模半壊	44件	65件
半壊	259件	113件
一部損壊	1,307件	359件
床上浸水	206件	158件
床下浸水	167件	25件

(ウ) ライフライン

- (1) 電気 3/11 16:46から停電 3/14 0:45より復旧開始
- (2) 水道 3/11 14:46地震により全域で断水 3/19 13:45より復旧開始

【総則 第1章 第3節 第3 津波災害】

資料6

茨城県沿岸で観測された主な津波

年月日	震源地名	被害概要																																																																								
1677. 11 . 4	房総半島 南東沖 (M=7.9 ~8.2)	茨城海岸から房総半島勝浦まで地震による被害多し。岩沼海岸で流失家490余、水死123人、小名浜・神白・永崎で80余人おし流される。茨城海岸で潰家189、破損流船353、水死36人、高神・外川（銚子）では津波で1万余の樹木倒れる。家・漁船大被害。人畜の死傷多し。房総半島東岸各地でも地震による倒家と津波による水死があった。また、青ヶ島で漁船10余流失、死者1。伊豆東岸で船4破損、田畑浸水、水死3。尾張で大潮上がり漁船破損。紀伊に津波あり。 <table border="1" data-bbox="486 683 1391 1120"> <thead> <tr> <th>地 名</th> <th>津波の高さの推定値(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県 岩沼海岸</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>福島県 小名浜・神白・永崎</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>茨城県 茨城海岸</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td>千葉県 高神・外川（銚子）</td> <td>4~5</td> </tr> <tr> <td>房総半島東岸各地</td> <td>4~8</td> </tr> <tr> <td>その他 八丈島</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>青ヶ島</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>伊豆海岸</td> <td>1~2</td> </tr> </tbody> </table>	地 名	津波の高さの推定値(m)	宮城県 岩沼海岸	3~4	福島県 小名浜・神白・永崎	3~4	茨城県 茨城海岸	2~3	千葉県 高神・外川（銚子）	4~5	房総半島東岸各地	4~8	その他 八丈島	3~4	青ヶ島	3	伊豆海岸	1~2																																																						
地 名	津波の高さの推定値(m)																																																																									
宮城県 岩沼海岸	3~4																																																																									
福島県 小名浜・神白・永崎	3~4																																																																									
茨城県 茨城海岸	2~3																																																																									
千葉県 高神・外川（銚子）	4~5																																																																									
房総半島東岸各地	4~8																																																																									
その他 八丈島	3~4																																																																									
青ヶ島	3																																																																									
伊豆海岸	1~2																																																																									
1938. 11 . 15	福島県沖 (M=7.5)	[福島県東方沖地震] 11月30日まで津波を伴った地震は7回を超えた。しかし、一連の津波による被害は発生しなかった。波源は東北一西南方向に長さ130kmとなっている。 地震による各地の波高（単位：cm） <table border="1" data-bbox="502 1377 1348 1814"> <thead> <tr> <th>検潮所</th> <th>5日17時43分</th> <th>5日19時50分</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>14日</th> <th>22日</th> <th>30日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>八戸</td> <td>24</td> <td>44</td> <td>14</td> <td>33</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>鮎川(宮城)</td> <td>104</td> <td>—</td> <td>126</td> <td>125</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>塩釜</td> <td>113</td> <td>112</td> <td>85</td> <td>118</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小名浜</td> <td>107</td> <td>79</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>71</td> <td>29</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>田中(茨城)</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>祝(茨城)</td> <td>88</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>銚子</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	検潮所	5日17時43分	5日19時50分	6日	7日	14日	22日	30日	函館	5	—	5	—	—	—	15	八戸	24	44	14	33	—	—	19	鮎川(宮城)	104	—	126	125	—	—	—	塩釜	113	112	85	118	—	—	—	小名浜	107	79	40	50	71	29	13	田中(茨城)	42	—	—	—	—	—	—	祝(茨城)	88	—	—	—	—	—	—	銚子	28	28	14	15	12	6	—
検潮所	5日17時43分	5日19時50分	6日	7日	14日	22日	30日																																																																			
函館	5	—	5	—	—	—	15																																																																			
八戸	24	44	14	33	—	—	19																																																																			
鮎川(宮城)	104	—	126	125	—	—	—																																																																			
塩釜	113	112	85	118	—	—	—																																																																			
小名浜	107	79	40	50	71	29	13																																																																			
田中(茨城)	42	—	—	—	—	—	—																																																																			
祝(茨城)	88	—	—	—	—	—	—																																																																			
銚子	28	28	14	15	12	6	—																																																																			
1960. 5. 22	チリ南部 沖 (M=8.5)	[チリ地震津波] 2日前マグニチュード7.5の前震があった。震源地周辺の最大震度は6、最大有感距離は約1,000kmである。海岸線約700kmにわたり地殻変動があった。地震による被害も甚大である。津波は太平洋沿岸各地に波及した。																																																																								

年月日	震源地名	被害概要																																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地名</th> <th>津波の高さの推定値(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県 双葉郡大久村久ノ浜</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>茨城県 日立市会瀬港</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>〃 日立市久慈港</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>〃 東茨城郡大洗町夏海</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〃 鹿島郡鹿島町明石</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>千葉県 飯岡町</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>神奈川県 北条湾</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各地の津波の高さは、各道府県で最大の地点を抽出した（茨城県を除く）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th colspan="3">人的被害</th> <th colspan="5">建物被害</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明</th> <th>負傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>流出</th> <th>床上浸水</th> <th>非住家被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>福島</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千葉</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>道路損壊</th> <th>橋の流出</th> <th>堤防決壊</th> <th>鉄軌道被害</th> <th>船舶被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>福島</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千葉</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：「日本被害津波総覧」より抜粋</p>	地名	津波の高さの推定値(m)	福島県 双葉郡大久村久ノ浜	2.8	茨城県 日立市会瀬港	3	〃 日立市久慈港	3	〃 東茨城郡大洗町夏海	2	〃 鹿島郡鹿島町明石	2	千葉県 飯岡町	3.5	神奈川県 北条湾	1.5	都道府県	人的被害			建物被害					死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	流出	床上浸水	非住家被害	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	福島	4	—	2	—	—	—	6	—	千葉	1	—	2	—	11	—	2	3	計	5	0	4	0	11	0	8	3	都道府県	道路損壊	橋の流出	堤防決壊	鉄軌道被害	船舶被害	茨城	—	—	1	—	83	福島	—	—	—	—	—	千葉	2	1	—	—	32	計	2	1	1	0	115
地名	津波の高さの推定値(m)																																																																																																				
福島県 双葉郡大久村久ノ浜	2.8																																																																																																				
茨城県 日立市会瀬港	3																																																																																																				
〃 日立市久慈港	3																																																																																																				
〃 東茨城郡大洗町夏海	2																																																																																																				
〃 鹿島郡鹿島町明石	2																																																																																																				
千葉県 飯岡町	3.5																																																																																																				
神奈川県 北条湾	1.5																																																																																																				
都道府県	人的被害			建物被害																																																																																																	
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	流出	床上浸水	非住家被害																																																																																													
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																													
福島	4	—	2	—	—	—	6	—																																																																																													
千葉	1	—	2	—	11	—	2	3																																																																																													
計	5	0	4	0	11	0	8	3																																																																																													
都道府県	道路損壊	橋の流出	堤防決壊	鉄軌道被害	船舶被害																																																																																																
茨城	—	—	1	—	83																																																																																																
福島	—	—	—	—	—																																																																																																
千葉	2	1	—	—	32																																																																																																
計	2	1	1	0	115																																																																																																
2015. 9. 17	チリ中部 沿岸 (M=8.3)	〔チリ中部沿岸の地震に伴う津波注意報〕 福島県：0.33m 茨城県：0.4m(大洗町) 千葉県：0.16m 平成27年9月17日 気象庁発表																																																																																																			
2022. 1. 15		〔トンガ諸島付近のフンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化〕 火山の噴火の概要及び津波警報等の発表状況 噴火発生日時： 1月15日13時頃（日本時間） 火山名： フンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山 噴煙高度： 約52,000フィート（約16,000メートル） 津波警報：奄美群島・トカラ列島 津波注意報：太平洋沿岸各地 ※大洗町：津波到達時刻 15日20時42分 最大波16日00時48分 0.6m 令和4年1月16日 気象庁発表																																																																																																			

【総則 第1章 第3節 第4 風水害】

資料7

大洗町における主な風水害の概要

発生年月日	災害名	要因	被害	備考
昭和52.9.19	台風	集中豪雨	がけ崩れ 3カ所 家屋損壊 3世帯 床上浸水 3世帯 護岸決壊 1カ所	250mm/日雨量
昭和54.5.27	強風	竜巻	軽傷者 2人 住家全壊 1棟 住家半壊 2棟 住家一部損壊 25棟 船舶損壊 1隻 非住家損壊 3棟	
昭和54.9.3	集中豪雨	豪雨	住家半壊 2棟 住家一部損壊 2棟 床上浸水 10棟 床下浸水 162棟 冠水(田) 1ha 道路決壊 27カ所 がけ崩れ 2カ所	
昭和56.10.22	台風24号	豪雨	床下浸水 5棟 道路決壊 3カ所 がけ崩れ 4カ所 河川損壊 1カ所	
昭和61.8.5	台風10号	豪雨	住家一部損壊 1棟 床上浸水 27棟 床下浸水 76棟 冠水(田) 200ha がけ崩れ 2カ所	
平成10.8.28	集中豪雨	豪雨	床下浸水(非住家) 4棟 冠水(田) 6ha 浸水(田) 35.5ha 擁壁崩壊 1カ所 道路冠水 3カ所 漂着ごみ 10,525t	潤沼川平戸橋下 水位観測所 最高水位:2.35m
平成11.10.27	集中豪雨	豪雨	床上浸水(住家) 5棟 床上浸水(非住家) 1棟 床下浸水(住家) 24棟	
平成14.10.1	台風21号	台風	家屋半壊 3棟 一部破損 30棟 住居以外の建物 26棟 電気関係 30棟 屋外・工作物 15件 道路障害物 17カ所 倒木 35カ所 漁船 17隻 崖崩れ 1カ所	
平成25.10.15	台風26号	台風	全壊(住家) 1棟 半壊(住家) 1棟 一部損壊(住家) 5棟 一部損壊(非住家) 9棟 床上浸水(非住家) 2棟	
平成28.8.22	台風9号	台風	一部損壊(非住家) 2棟 電気関係 1,200棟 倒木 4カ所	

発生年月日	災害名	要因	被害	備考
令和元. 9. 9	台風15号	台風	一部損壊（住家） 1棟 一部損壊（非住家） 10棟 住居以外の建物 1カ所 電気関係 200棟 倒木 12カ所	最大風速35.7m/s
令和元. 10. 12	台風19号	台風	一部損壊（住家） 10棟 床上浸水 12棟 床下浸水 19棟 冠水（田） 92ha	135mm/日雨量



【地震・津波 第2章 第1節 第3 防災組織等の活動体制の整備】

資料9 ボランティアの区分

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県保健福祉部 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士） 歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県保健福祉部	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県県民生活環境部	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県防災・危機管理部	県防災・危機管理部

【地震・津波 第2章 第1節 第4 情報通信ネットワークの整備】

資料10 大洗町防災行政無線設備

種別	数量
固定局（親局）	1基
中継局	1基
遠隔制御装置	1基
非常電源	1基
地図表示盤	1基
屋外スピーカー（子局）	51基
戸別受信機	町内全世帯

【地震・津波 第2章 第3節 第1 緊急輸送への備え 第3章 第4節 第3 緊急輸送】

資料11

緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側	備考
国道51号	銚田市境から	水戸市境まで	第1次緊急輸送道路
主要地方道水戸銚田佐原線	水戸市境から	国道51号（夏海IC入口交差点）まで	第1次緊急輸送道路
臨港道路 大洗港区第3ふ頭道路(B, C, D)	県道水戸銚田佐原線(文化センター前交差点)から	茨城港大洗港区第3ふ頭まで	第1次緊急輸送道路
主要地方道路大洗友部線	国道51号(大洗サンビーチ入口交差点)から	銚田市境まで	第2次緊急輸送道路
県道那珂湊大洗線	ひたちなか市境から	県道水戸銚田佐原線(大洗鳥居下交差点)まで	第2次緊急輸送道路
町道6-07号線	県道水戸銚田佐原線(大洗駅入口交差点)から	鹿島臨海鉄道(柵)まで	第3次緊急輸送道路

【地震・津波 第2章 第3節 第1 緊急輸送への備え 第3章 第4節 第3 緊急輸送】

資料12

臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）

地点名	住所	緯度・経度
大洗町立南中学校	大洗町大貫町1 2 1 2 - 1 4	36. 294789, 140. 557555
大洗町総合運動公園陸上競技場	大洗町成田町1 6 2 6	36. 276317, 140. 539248
大洗港第4埠頭	大洗町港中央4 0	36. 3098, 140. 573541
アクアワールド大洗水族館駐車場	大洗町磯浜町8 2 5 2 - 3	36. 334246, 140. 593754
茨城県立大洗高等学校	大洗町大貫町2 9 0 8	36. 307755, 140. 551198
大洗町防災ふれあい公園斎場駐車場	大洗町磯浜町5 7 8 6	36. 342784, 140. 573392
大洗海浜公園広場	大洗町港中央	36. 411889, 140. 593304
大洗海浜公園下駐車場	大洗町港中央	36. 295412, 140. 558553

【地震・津波 第2章 第3節 第3 医療救護活動への備え】

資料13

茨城県災害拠点病院

区分	保健医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院
基幹		独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	水戸	茨城県立中央病院
地域		水戸済生会総合病院
地域	日立	(株)日立製作所日立総合病院
地域	常陸太田・ひたちなか	(株)日立製作所ひたちなか総合病院
地域	鹿行	医療法人社団善仁会小山記念病院
地域		神栖済生会病院
地域	土浦	総合病院土浦協同病院
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
地域		筑波大学附属病院
地域		筑波記念病院
地域	取手・龍ヶ崎	J Aとりで総合医療センター
地域		つくばセントラル病院
地域		牛久愛和総合病院
地域	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
地域	古河・坂東	古河赤十字病院
地域		茨城西南医療センター病院

【地震・津波 第2章 第3節 第3 医療救護活動への備え】

資料14

茨城県内のDMAT指定医療機関

医療機関名	所在地
水戸赤十字病院	水戸市
総合病院水戸協同病院	水戸市
水戸済生会総合病院	水戸市
茨城県立中央病院	笠間市
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町
(株)日立製作所ひたちなか総合病院	ひたちなか市
(株)日立製作所日立総合病院	日立市
医療法人社団善仁会小山記念病院	鹿嶋市
神栖済生会病院	神栖市
総合病院土浦協同病院	土浦市
筑波メディカルセンター病院	つくば市

筑波大学附属病院	つくば市
筑波記念病院	つくば市
J Aとりで総合医療センター	取手市
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市
つくばセントラル病院	牛久市
牛久愛和総合病院	牛久市
茨城県西部メディカルセンター	筑西市
社会医療法人達生堂 城西病院	結城市
古河赤十字病院	古河市
茨城西南医療センター病院	境町

【地震・津波 第2章 第3節 第4 被災者支援のための備え】

【風水害 第2章 第3節 第3 避難施設の整備】

資料15

避難所、避難場所等の考え方

種類	役割
一時避難場所	広域避難場所に避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。
広域避難場所	大規模火災や台風、竜巻等の災害により、当該及び周辺地区からの避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。
避難路	広域避難場所等へ通じる道路または緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
避難所	台風あるいは火災により家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存建築物等に収容し保護するところをいう。
福祉避難所	高齢者、障害者等であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう。
指定緊急避難場所	各避難所及び避難場所について、洪水、がけくずれ、土石流、高潮、地震、津波など異常な現象の種類ごとに安全性を検証し、施設を指定しておく。
指定避難所	災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、指定する避難所で、外部からの物資の受入れ先や広域避難が必要な事態の受入れ避難所

【地震・津波 第2章 第3節 第4 被災者支援のための備え】

【風水害 第2章 第3節 第3 避難施設の整備】

資料16

避難所等一覧

指定緊急避難場所

	施設名称	洪水災害時 使用可否	土砂災害時 使用可否	津波災害時 使用可否
1	祝町幼稚園	○	○	○
2	大洗小学校	○	○	○
3	旧大貫小学校	×	○	×
4	旧夏海小学校	○	○	○
5	第一中学校	○	○	○
6	南小学校・南中学校	○	○	○
7	大洗高等学校	○	○	○
8	明神町児童公園	○	○	×
9	東光台児童公園	○	○	○
10	和銅児童公園	○	○	○
11	小松原児童公園	○	○	○
12	堀割児童公園	×	○	×
13	漁村広場	○	○	×
14	一丁目公園	○	○	×
15	桜道児童公園	×	○	×
16	大洗海浜公園	×	○	×
17	ビンチウ児童公園	×	○	×
18	岩崎児童公園	×	○	×
19	矢ノ下児童公園	×	○	×
20	磯道児童公園	○	○	○
21	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 山場平住宅駐車場	○	○	○
22	大洗キャンプ場	○	○	○
23	大洗町中央公民館	×	○	×
24	大洗文化センター	×	○	×
25	大洗町健康福祉センター	×	○	×
26	大洗ゴルフ倶楽部	○	○	○
27	太平洋クラブ大洗シャーウッドコース	○	○	○
28	大洗町総合運動公園	○	○	○
29	大洗駅前広場	○	○	○
30	大洗町防災ふれあい公園	○	○	○
31	大洗町地域コミュニティ防災センター	○	○	○

指定避難所

	施設名称	洪水災害時 使用可否	土砂災害時 使用可否	津波災害時 使用可否
1	大洗町総合運動公園	○	○	○
2	大洗町中央公民館	×	○	×
3	大洗文化センター	×	○	×
4	第一保育所	○	○	○
5	祝町幼稚園	○	○	○
6	大洗小学校	○	○	○
7	旧大貫小学校	×	○	×
8	旧夏海小学校	○	○	○
9	第一中学校	○	○	○
10	南小学校・南中学校	○	○	○
11	大洗高等学校	○	○	○
12	大洗町健康福祉センター	×	○	×
13	亀の井ホテル	×	○	○
14	大洗鷗松亭	○	○	○

避難所

	施設名称	洪水災害時 使用可否	土砂災害時 使用可否	津波災害時 使用可否
1	祝町集会所	○	○	○
2	松ヶ丘町営住宅集会所	○	○	○
3	東光台集会所	○	○	○
4	明神町集会所	○	○	×
5	寿集会所	○	○	×
6	東集会所	○	○	×
7	堀割集会所	×	○	×
8	五反田集会所	×	○	×
9	桜道集会所	×	○	○
10	永町会館	○	○	○
11	新町会館	○	○	○
12	大貫集会所	×	○	×
13	前原町営住宅集会所	○	○	×
14	寺釜堀川集会所	×	○	×
15	角一集会所	○	○	×
16	船渡集会所	×	○	×
17	道下集会所	×	○	×
18	浜欠集会所	○	○	○

19	荒谷集会所	○	○	○
20	上宿集会所	○	○	○
21	下宿集会所	○	○	○
22	中宿集会所	○	○	○
23	神山集落センター	×	○	×
24	古宿集落センター	○	○	○
25	松川集落センター	×	○	×
26	矢場集落センター	○	○	○
27	大洗町農業会館	○	○	○

津波避難ビル等

	施設名称
1	大洗サンビーチ津波避難施設

【地震・津波 第3章 第1節 第1 職員参集・動員】

【風水害 第3章 第1節 第1 職員参集・動員】

資料17

職員の動員区分（地震・津波）

体制区分		配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制	第1	町内で震度4の地震を記録したとき若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	生活環境課職員 必要に応じて災害対策機動班員 必要に応じて消防管理職員	必要に応じて災害対策連絡会議を開催
	第2	町内で震度5弱の地震を記録したとき若しくは茨城県に津波注意報が発令されたとき、又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）若しくは北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたとき	生活環境課職員 災害対策機動班員 第1次動員職員 消防管理職員	災害対策連絡会議を開催 必要に応じて災害対策本部を設置
非常体制	第2	町内で震度5強の地震を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発令されたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	生活環境課職員 災害対策機動班員 第1次動員職員及び第2次動員職員 避難所対応職員 必要に応じて災害対策本部各部・各班職員の半数 消防職員全員及び消防団本部員（津波警報は全員）	災害対策本部を設置
	第3	町内で震度6弱以上の地震を記録したとき若しくは茨城県に大津波警報が発令されたとき	第3次動員職員 消防職員及び消防団員全員	

体制区分		配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒 体制	第 1	町内に大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪、大雪警報のいずれかが発表されたとき、又は水府橋の水位が氾濫注意水位 4. 0 m に到達した場合  【警戒レベル 2】	生活環境課職員 必要に応じて災害対策機動班員 消防管理職員	必要に応じて災害対策連絡会議を開催
	第 1	水府橋の水位が避難判断水位 5. 2 m に到達し、かつ、水位が上昇する予測が発表されている場合又は涸沼川における危機管理型水位計が観測開始水位超過に到達している場合、若しくは堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合  【警戒レベル 3】	生活環境課職員 災害対策機動班員 第 1 次動員職員 必要に応じて避難所対応職員 消防管理職員	災害対策連絡会議を開催 必要に応じて災害対策本部を設置
非常 体制	第 2	水府橋の水位が氾濫危険水位 5. 7 m に到達した場合又は涸沼川における危機管理型水位計が危険水位超過に到達している場合、若しくは堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合  【警戒レベル 4】	生活環境課職員 災害対策機動班員 第 1 次動員職員及び第 2 次動員職員 避難所対応職員 災害対策本部各部・各班職員の半数 消防 1 次召集職員及び消防団本部員	災害対策本部を設置
	第 3	堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合、若しくは災害が発生し居住者等に命の危険があると考えられる場合  【警戒レベル 5】	第 3 次動員職員 役場全職員 消防職員及び消防団員全員	

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
非常体制	<p>大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」） （警戒レベル3相当情報[土砂災害]となった場合、若しくは警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 【警戒レベル3】</p>	<p>生活環境課職員 災害対策機動班員 第1次動員及び第2次動員職員 避難所対応職員 災害対策本部各部職員の半数 消防管理職員</p>	<p>災害対策連絡会議を開催 必要に応じて災害対策本部を設置</p>
	<p>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]が発表された場合、又は土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合、若しくは警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風などが、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合） （夕刻時点で発令） 【警戒レベル4】</p>	<p>生活環境課職員 災害対策機動班員 第1次動員及び第2次動員職員 避難所対応職員 災害対策本部各部職員の半数 消防管理職員 消防団本部員</p>	<p>災害対策本部を設置</p>
	<p>大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合、若しくは土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 【警戒レベル5】</p>	<p>第3次動員職員 役場全職員 消防職員及び消防団全員</p>	

【地震・津波 第3章 第1節 第1 職員参集・動員】

資料18

動員体制の決定者

動員の区分	決定者	代決者	
		1	2
第1警戒体制	生活環境課長	総務課長	秘書広報課長
災害対策連絡会議	生活環境課長	総務課長	秘書広報課長
第1非常体制（第1次動員） 第2非常体制（第2次動員）	町長	副町長	教育長
第3非常体制（第3次動員）	町長	副町長	教育長

【地震・津波 第3章 第1節 第2 災害対策本部】

資料19

災害対策本部等の設置決定者

	決定者	代決者	
		1	2
災害警戒体制	生活環境課長	総務課長	秘書広報課長
災害対策連絡会議	生活環境課長	総務課長	秘書広報課長
災害対策本部	町長	副町長	教育長

【地震・津波 第3章 第1節 第2 災害対策本部】

資料20

災害対策本部組織

本部長 町長			
副本部長 副町長・教育長・消防長			
本部付 消防団長・消防副団長			
本部員	総括部長	指揮班	生活環境課
		生活環境班	生活環境課
	広報企画部長	秘書広報班	秘書広報課・議会事務局
		企画班	まちづくり推進課
	総務部長	管財班	総務課・会計課
		調査・輸送班	税務課
		産業対策班	商工観光課
	応急対策部長	土木班	都市建設課
		建築班	都市建設課
		農林水産班	農林水産課
	上下水道部長	水道班	上下水道課
		下水道班	上下水道課
	救援対策部長	福祉班	福祉課・こども課・第一保育所
		医療班	健康増進課
		住民班	住民課
	教育部長	教育班	学校教育課・生涯学習課
消防部長	消防班	消防本部・消防署・消防団	

【地震・津波 第3章 第1節 第2 災害対策本部】

資料 2 1

災害対策本部の事務分掌

部名	部長	班名	班員	事務分掌
広報企画部	秘書広報課長	秘書広報班	秘書広報課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること</li> <li>2 災害視察者、見舞い者の応接及び義援金品の受付に関すること</li> <li>3 災害情報等の広報（発表）に関すること</li> <li>4 報道機関の対応及び報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>5 特別警報、避難指示及び解除等の広報に関すること</li> <li>6 災地の写真撮影に関すること</li> <li>7 町議会との連絡に関すること</li> <li>8 災害時の住民からの相談等の総合窓口に関すること</li> </ol>
		企画班	まちづくり 推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること</li> <li>2 災害に係る国、県、その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 被害状況の記録に関すること</li> <li>4 本部及び各防災機関で実施した活動内容の記録に関すること</li> <li>5 復興総合計画に関すること</li> <li>6 要望陳情に関すること</li> </ol>
総括部	生活環境課長	指揮班	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置、総括に関すること</li> <li>2 本部長の指揮命令の伝達に関すること</li> <li>3 各部との連絡調整に関すること</li> <li>4 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること</li> <li>5 災害に係る国、県への報告書等の作成に関すること</li> <li>6 各班からの被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</li> <li>7 防災会議の招集通知及び総括に関すること</li> <li>8 防災関係機関等への各種災害情報、気象情報等の収集伝達に関すること</li> <li>9 防災行政無線に関すること</li> <li>10 関係市町村及び防災関係機関への応援要請または職員派遣のあっせんに関すること</li> <li>11 自衛隊の災害派遣・要請に関すること</li> <li>12 災害救助法の適用に関すること</li> <li>13 地域住民からの災害情報等の収受に関すること</li> <li>14 その他、他の部班に属しないこと</li> </ol>
		生活環境班	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による汚染水の流出防止等公害発生の防止及び環境保全に関すること</li> <li>2 災地及び避難所のし尿処理に関すること</li> <li>3 仮設トイレの設置及び清掃に関すること</li> <li>4 災地の清掃に関すること</li> <li>5 ごみの収集、運搬及び処理に関すること</li> <li>6 死体の埋火葬に関すること</li> <li>7 災害時の交通安全対策に関すること</li> <li>8 住民の保安対策に関すること</li> <li>9 地域住民からの災害情報等の収受に関すること</li> <li>10 愛玩動物の保護対策に関すること</li> </ol>

部名	部長	班名	班員	事務分掌
総務部	総務課長	管財班	総務課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事</li> <li>2 職員の招集、出動及び解散に関する事</li> <li>3 動員職員の出動状況の記録に関する事</li> <li>4 職員へ災害情報の伝達に関する事</li> <li>5 本部職員及び救援活動協力者への食糧等の給付に関する事</li> <li>6 自衛隊の受入れ窓口に関する事</li> <li>7 関係市町村及び防災関係機関の受入れ窓口に関する事</li> <li>8 その他本部職員に関する事</li> <li>9 町内会長との連絡に関する事</li> <li>10 り災失業者の相談に関する事</li> <li>11 災害従事者の公務災害補償に関する事</li> <li>12 町有財産の被害状況調査に関する事</li> <li>13 町有車両の配車及び運行計画に関する事</li> <li>14 救援物資の調達に関する事</li> <li>15 緊急輸送用車両の調達、配車、運行計画に関する事</li> <li>16 本部職員への災害用装備品等の貸与及び回収に関する事</li> <li>17 災害に関する出納に関する事</li> <li>18 庁舎内の電力及び電話通信の管理及び確保に関する事</li> <li>19 緊急車輛の標章及び証明書等の手続きに関する事</li> </ol>
		調査・輸送班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災世帯の被害状況調査に関する事</li> <li>2 り災者台帳の作成に関する事</li> <li>3 救援物資等の緊急輸送に関する事</li> <li>4 救援物資の輸送記録及び輸送車両の管理に関する事</li> <li>5 避難者の輸送に関する事</li> <li>6 避難者の輸送記録及び輸送車両の管理に関する事</li> <li>7 り災証明、その他証明書の発行に関する事</li> <li>8 り災相談所の開設に関する事</li> <li>9 税の減免措置に関する事</li> </ol>
		産業対策班	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業者の被害状況調査に関する事</li> <li>2 観光施設の災害対策及び被害状況調査に関する事</li> <li>3 被災商工業者の援護対策に関する事</li> <li>4 観光協会との連絡に関する事</li> <li>5 観光施設との連絡に関する事</li> <li>6 災害時の燃料確保に関する事</li> </ol>
応急対策部	都市建設課長	土木班	都市建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事</li> <li>2 関係機関への通報、調整及び救援、協力の要請に関する事</li> <li>3 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関する事</li> <li>4 道路、橋りょう、河川、海岸、漁港等の応急対策に関する事</li> <li>5 地すべり、がけくずれ等の応急対策に関する事</li> <li>6 河川等の排水作業及び流木、土砂等の除去作業に関する事</li> <li>7 災害時の交通規制に関する事</li> <li>8 災害対策に関する予算費用に関する事</li> <li>9 灌水、浸水対策に関する事</li> <li>10 通行不能箇所の表示に関する事</li> <li>11 被災の記録及び被害調査に関する事</li> <li>12 その他災害の復旧に関する事</li> </ol>

部名	部長	班名	班員	事務分掌
		建築班	都市建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災住宅の応急措置に関する事</li> <li>2 応急仮設住宅の設営に関する事</li> <li>3 町営住宅の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 避難所の設営に関する事</li> <li>5 震災建築物応急危険度判定に関する事</li> <li>6 被災宅地危険度判定に関する事</li> <li>7 その他災害の復旧作業に関する事</li> </ol>
		農林水産班	農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、農作物、家畜等の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 漁港及び水産施設の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 被災農業・漁業者の援護対策に関する事</li> <li>4 家畜の応急救護及び防疫に関する事</li> <li>5 水難救護に関する事</li> <li>6 漁船の避難対策に関する事</li> <li>7 漁業協同組合及び農業協同組合との連絡調整に関する事</li> <li>8 その他災害の復旧作業に関する事</li> </ol>
上下水道部	上下水道課長	水道班	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事</li> <li>2 関係機関への通報、調整及び救援、協力の要請に関する事</li> <li>3 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関する事</li> <li>4 被災の記録及び経費に関する事</li> <li>5 水道施設等の被害調査に関する事</li> <li>6 水道に係る広報活動及び活動資料の作成に関する事</li> <li>7 広報車の運行計画に関する事</li> <li>8 応急給水に関する事</li> <li>9 応急修理及び復旧作業に関する事</li> <li>10 被害の調査に関する事</li> </ol>
		下水道班	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道に係る広報活動に関する事</li> <li>2 関係機関への連絡・調整及び救援、協力の要請に関する事</li> <li>3 マンホールトイレの設置、管理及び清掃に関する事</li> <li>4 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関する事</li> <li>5 被害の記録及び経費に関する事</li> <li>6 下水道施設の被害調査に関する事</li> <li>7 応急修理及び復旧作業に関する事</li> <li>8 被害の調査に関する事</li> </ol>
救援対策部	福祉課長	福祉班	<p>福祉課 こども課 (第一保育所を含む)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事</li> <li>2 避難行動要支援者の避難に関する事</li> <li>3 福祉避難所の設置及び管理運営に関する事</li> <li>4 日本赤十字社の救援事務に関する事</li> <li>5 遺体の収容、安置の手続きに関する事</li> <li>6 遺体の記録に関する事</li> <li>7 その他死体の処理に関する事</li> <li>8 被災者の救援活動に関する事</li> <li>9 応急仮設住宅入居の選定に関する事</li> <li>10 り災者の救護に関する事</li> <li>11 り災児の応急保育に関する事</li> <li>12 保育施設の災害対策及び被害応急対策に関する事</li> <li>13 防災ボランティアの支援に関する事</li> <li>14 災害支援制度に関する事</li> </ol>

部名	部長	班名	班員	事務分掌
		医療班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 救護所の設置及び管理運営に関する事</li> <li>2 医療品及び医療機器の確保及び配布に関する事</li> <li>3 保健所及び医療機関への応援要請に関する事</li> <li>4 災害の消毒に関する事</li> <li>5 防疫薬剤の調達に関する事</li> <li>6 避難所での健康診断、衛生教育及びカウンセリングに関する事</li> </ul>
		住民班	住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設置及び管理運営に関する事</li> <li>2 被災者の収容に関する事</li> <li>3 被災者の安否確認に関する事</li> <li>4 応急救援被服、食糧、寝具等生活必需物資の配給に関する事</li> <li>5 救援物資の配給に関する事</li> <li>6 炊き出しに関する事</li> <li>7 住民相談所の開設及び相談に関する事</li> <li>8 避難者名簿の作成に関する事</li> <li>9 外国籍被災者への対応に関する事</li> <li>10 外国籍住民相談窓口に関する事</li> <li>11 行方不明者及び迷子の相談に関する事</li> </ul>
教育部	学校教育次長	教育班	学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事</li> <li>2 教育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 文化財の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>4 関係機関及び学校との連絡に関する事</li> <li>5 児童、生徒の避難誘導及び安全対策に関する事</li> <li>6 教職員への応援要請に関する事</li> <li>7 被災児童生徒への教科書、学用品等の支給に関する事</li> <li>8 災害時の応急教育に関する事</li> </ul>
消防部	消防次長	消防班	消防本部 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関する事</li> <li>2 消防、救急、救助活動に関する事</li> <li>3 防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>4 水防活動に関する事</li> <li>5 応急対策活動に関する事</li> <li>6 消防職員、消防団員の非常招集及び配備に関する事</li> <li>7 消防機関の応援に関する事</li> <li>8 茨城県広域消防相互応援協定に基づく受入れ窓口に関する事</li> <li>9 広報及び避難誘導に関する事</li> <li>10 気象情報、災害情報の収集に関する事</li> <li>11 警戒巡視に関する事</li> <li>12 機械器具及び資機材の調達に関する事</li> <li>13 本部との連絡調整に関する事</li> <li>14 被害の調査に関する事</li> <li>15 行方不明者の捜索活動に関する事</li> <li>16 応援消防隊の受入れ窓口に関する事</li> <li>17 ヘリポート基地の設営に関する事</li> <li>18 ヘリコプターの離発着誘導及び安全確保に関する事</li> </ul>

地震・津波【第3章第2節 第2 津波警報等の伝達】

資料22 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 津波の高さ予想の区分	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤予想高さ≤1m	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
<p>津波警報・注意報と避難のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来間に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。</li> <li>・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。</li> <li>・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。</li> <li>・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。</li> </ul>				

【地震・津波 第3章 第2節 第2 津波警報等の伝達】

資料23 津波予報

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

【地震・津波 第3章 第2節 第2 津波警報等の伝達】

資料 2 4

津波情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

【地震・津波 第3章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・報告】

資料25

地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

【地震・津波 第3章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・報告】

資料26

県の報告先

防災・危機管理課	電 話 029-301-2885
	F A X 029-301-2898

総務省消防庁の連絡先

消防庁連絡先		N T T 電話	地域衛星通信ネットワーク
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	TN 048-500-90-49013 FAX TN 048-500-90-49033
休日 夜間	宿直室	03-5253-7777 F A X 03-5253-7553	TN 048-500-90-49102 FAX TN 048-500-90-49036

【地震・津波 第3章 第3節 第1 自衛隊派遣要請・受入態勢の確保】

資料27

自衛隊連絡先

部 隊 等 の 長 ( 所 在 地 )		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸 上 自 衛 隊	東部方面総監部 (東京都練馬区大泉学園町)	防衛部長 (防衛課長)	総監当直室	048(460)1711 内線時間中 2250、2251 時間外 2402
	第1師団長 (東京都練馬区北町4-1-1)	第3部長 (防衛班長)	防衛班長	03(3933)1161 時間中 2750、2753 時間外 2708、2709
	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線時間中 233、235 時間外 302
	武器学校長 (土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿121-1)	総務課長 (警備訓練班長)	駐屯地当直司令	029(887)1171 内線時間中 226 時間外 300、302
	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第3科長	防衛班長	0280(32)4141 内線時間中 231、232 時間外 300
	関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右掬町2410)	警備課長	駐屯地当直司令	029(842)1211 内線時間中 2410、2419 時間外 2302
航自 衛 空 隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299(52)1331 内線時間中 2231 時間外 2215
海上 自 衛 隊	要請先 横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市 西逸見町1丁目無番地)	第3幕僚室長	オペレーション 室当直幕僚	046(822)3500 内線時間中 2213 課業外直通 046(822)3508
	派遣先 下総教育航空群司令 (千葉県柏市藤ヶ谷 1614)	運用幕僚	群当直	04(7191)2321 内線時間中 213 時間外 220

【地震・津波 第3章 第3節 第1 自衛隊派遣要請・受入態勢の確保】

資料28

自衛隊の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊したまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

【地震・津波 第3章 第3節 第2 応援要請・受入態勢の確保と応急措置の代行】

資料29

茨城県消防広域応援隊の要請先

平日：県消防安全課	N T T 029-301-2896 FAX 029-301-2887 衛星電話 008-100-2896 FAX 008-100-2887
休日・夜間：防災・危機管理課	N T T 029-301-2885 FAX 029-301-2898 衛星電話 008-100-2885 FAX 008-100-2898

【地震・津波 第3章 第4節 第3 緊急輸送】

資料30

緊急交通路指定予定路線

	地区別	路線名
1	県央地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関東
2	鹿行地区	東関東、国道51号、国道124号、国道355号

注）（国道6号、50号及び51号）は、常磐道及び北関東道が使用不能の場合に緊急交通路として指定する場合である。

【地震・津波 第3章 第5節 第5 生活救援物資の供給】

資料31

給水拠点・浄配水場

名称	所在地	電話	給水能力
夏海浄水場	成田町1332	029-267-2029	2,500m <sup>3</sup>
大貫浄水場	大貫町2963		200m <sup>3</sup>
中央配水場	大貫町2838	029-267-0166	3,500m <sup>3</sup>

【地震・津波 第3章 第5節 第5 生活救援物資の供給】

資料32

応急給水の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	概ね 1km以内	耐震貯水槽、タンク車
10日	20ℓ／人・日	概ね 250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ／人・日	概ね 100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	概ね 10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

注：医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

【地震・津波 第3章 第6節 災害救助法の適用】

資料33

令別表第1

市 町 村 の 人 口	住家減失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	40 "
15,000 "	50 " (大洗町)
30,000 "	60 "
50,000 "	80 "
100,000 "	100 "
300,000 "	150 "

【地震・津波 第3章 第6節 災害救助法の適用】

資料34

令別表第2

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 " (茨城県)

令別表第3

市町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 " (大洗町)
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

【地震・津波 第3章 第6節 災害救助法の適用】

資料35

令別表第4

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 " (茨城県)

## 災害救助法の概要

### 1. 目的

災害に対し、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な援助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

### 2. 体制

- (1) 法に基づく援助は、都道府県知事が現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- (2) 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任できる。
- (3) 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

### 3. 適用要件・基準

- (1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

ア 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第1条第1項第1号～第3号）

（第1号）当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上100,000人未満	80
5,000人以上15,000人未満	40	100,000人以上300,000人未満	100
15,000人以上30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上50,000人未満	60		

（第2号）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数であること

①都道府県の区域内人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

②市町村の区域内人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15
5,000人以上15,000人未満	20
15,000人以上30,000人未満	25
30,000人以上50,000人未満	30
50,000人以上100,000人未満	40
100,000人以上300,000人未満	50
300,000人以上	75

(第3号) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること

都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(第4号) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等

- 1) 災害が発生し又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（府令第2条第1号）
- 2) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（府令第2条第2号）

(2) 災害が発生する恐れ段階の救助（法第2条第2項）

- ア 災害が発生する恐れがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受ける恐れがある場合

#### 4. 救助の種類

(1) 災害が発生した段階の救助（法第4条第1項）

1-1 避難所の設置

対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
費用の限度額	1人 1日当たり330円以内
救助期間	災害発生の日から7日以内
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
留意事項	<p>○あらかじめ指定した避難所でなくても、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。</p> <p>○原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を指定すること。</p> <p>○避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。（1泊当たり7,000円/名を目安とすること）</p> <p>○在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。</p>

## 1-2 福祉避難所の設置

対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり330円以内に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内
対象経費	上記避難所の設置に係る対象経費に加えて、①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費、②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用、③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。
留意事項	<p>○一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。</p> <p>○公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後の福祉避難所として利用できること。(1泊当たり7,000円/名を目安とすること)</p> <p>○特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。</p> <p>○福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。</p>

## 2-1 応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）

対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	1戸当たり平均 5,714,000円以内
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内
救助期間	完成の日から最長2年
留意事項	<p>○法の対象外ではあるが、被災者の当面の住いの確保のため、県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。</p> <p>○高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。</p>

## 2-2 応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）

対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額(実費)であって、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる額
着工時期	災害発生の日から速やかに提供
救助期間	最長2年
留意事項	<p>○あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後には直ちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。</p> <p>○様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等(集会施設)を設置できることから、施設を設置する場合の借上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。</p> <p>○住宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することは可能なので、事前に内閣府と協議のうえ実施すること。</p>

## 2-3 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

対象者	災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害発生の日から1か月を超えると見込まれる者
費用の限度額	2)-2 応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）及び8)-1 住宅の応急修理（大規模半壊・中規模半壊・半壊）と同じ
救助期間	災害発生の日から原則として6か月以内とし、応急修理が完成した場合は速やかに応急仮設住宅を退去
留意事項	○応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的に、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することは可能なので、事前に内閣府と協議のうえ実施すること。

## 3 炊き出しその他による食品の供与

対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け又は災害により現に炊事のできない者
費用の限度額	1人1日当たり 1,160円以内
救助期間	災害発生の日から7日以内
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器、鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費
留意事項	○炊き出し等の給与については、単に機械的に提供するものではなく、近隣の

	<p>流通機構等も勘案しながら実施すること。なお、避難所等での炊き出しが長期化する場合は、メニューの多様化、栄養バランス等について配慮するとともに、管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。</p> <p>○握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。</p> <p>○自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合は対象となるが、避難者以外の職員やボランティア等の食事については対象とならない。</p>
--	---

#### 4 飲料水の供給

対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者
救助期間	災害発生の日から7日以内
対象経費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械（自動車、給水車、ポンプ車等）又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水に必要な薬品（ろ水器及び直接浄水するカルキ等）又は資材（ろ水器に使用するフィルター等）費であって、当該地域における通常の実費
留意事項	<p>○災害により飲料水を得ることができないかどうかは救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。</p> <p>○避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく炊き出しその他による給与に含める。</p> <p>○水道事業者が行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費、新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用は対象外とする。</p>

#### 5 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与

対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者
費用の限度	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救済期間	災害発生の日から10日以内
対象経費	被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料
留意事項	<p>○被服等の給付又は貸与は、現物をもって行うものであることから、現金給付や商品券等の金券によることは認められない。</p> <p>○この救助は見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく一律に生活必需品を同数配布するなどの運用は慎むこと。</p>

(住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯)

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上(1人増すごとに加算)
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯)

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上(1人増すごとに加算)
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

6-1 医療・助産【医療】

対象者	災害により医療の途を失った者
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師による施術を含む）を行うことができる。
医療の範囲	診療、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術のその他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護
救助期間	災害発生の日から14日以内
対象経費	救護班（薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費） 病院又は診療所（国民健康保険の診療報酬の額以内） 施術者（協定料金の額以内）
留意事項	○災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。また、患者の経済的要件は問わない。 ○通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はないが、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。

6-2 医療・助産【助産】

対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者
助産の実施	救護班により行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。
助産の範囲	分娩の介助、分娩前及び分娩後の処置、脱脂綿・ガーゼ等衛生材料の支給
救助期間	災害発生の日から7日以内
対象経費	救護班（使用した衛生材料費等の実費） 助産師（慣行料金の100分の80以内の額）
留意事項	○災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。 また、本人の経済的要件は問わない。

	○通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。
--	---

## 7 被災者の救出

対象者	災害のため生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者
救助期間	災害発生の日から3日（72時間）以内
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費
留意事項	○消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とはならない。 ○人の救出に限定される。財産はもとより愛玩具や動物等も対象とならない。

### 8-1 住宅の応急修理【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

対象者	災害のため住家が半壊（半焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（半焼）した者
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して、1世帯当たり595,000円以内
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了
対象経費	救護班（使用した衛生材料費等の実費） 助産師（慣行料金の100分の80以内の額）
留意事項	○日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的とするものである。なお、全壊（全焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので対象とはならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。 ○借家等は所有者が修理を行うものであり対象とはならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者が資力をもって修理を行う場合は対象となり得る。 ○会社の寮や社宅、公営住宅等は所有者が実施すべきであり対象とはならない。

### 8-2 住宅の応急修理【準半壊】

対象者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して、1世帯当たり300,000円以内
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了

留意事項	<p>○日常生活に必要最小限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的とするものであり、大規模半壊等と考え方は同じである。</p> <p>なお、一部損壊のうち損害割合が10%未満の損傷については対象とはならない。</p> <p>○借家等は所有者が修理を行うものであり対象とはならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者が資力をもって修理を行う場合は対象となり得る。</p> <p>○会社の寮や社宅、公営住宅等は所有者が実施すべきであり対象とはならない。</p>
------	--

## 9 学用品の給与

対象者	災害により住家の全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学生児童、中学生生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）
費用の限度額	教科書、正規の教材（実費） 文房具、通学用品及びその他の学用品（小学生児童 4,500円以内） （中学生生徒 4,800円以内） （高等学校等生徒 5,200円以内）
救助期間	災害発生の日から教科書、教材（1か月以内）、文房具、通学用品及びその他の学用品（15日以内）
対象経費	教科書及び正規の教材（辞書、図鑑等）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、下敷き等）、通学用品（靴、傘等）、その他の学用品（運動靴、体育着、ハーモニカ、工作用具等）
留意事項	<p>○通学途中又は学校や親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給しても差し支えない。</p> <p>○この救助は見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく一律に教科書や文房具類を同数配布するなどの運用は慎むこと。</p>

## 10 埋葬

対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給
費用の限度額	1体当たり、大人（12歳以上）215,200円以内、 小人（12歳未満）172,000円以内
救助期間	災害発生の日から10日以内
対象経費	棺、埋葬又は火葬、骨壺及び骨箱
留意事項	<p>○被災市町村の火葬場が使用できない等で、他市町村に運ぶ必要があるなどの特殊な事情がある場合に限る。</p> <p>○法による埋葬は、災害による混乱期のため、その遺族が埋葬を行うことが困</p>

	<p>難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にあつては対象とはならない。</p> <p>○法による埋葬は、災害による混乱のため埋葬ができないときに行うものであるから、災害のため疾病を受け亡くなった者、病気などでたまたま亡くなった者及び災害発生以前に死亡していた者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に扱う。</p>
--	--

#### 11 死体の捜索・処理

対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする者
費用の限度額	<p>死体の洗浄、融合、消毒等の処理（1体当たり 3,500円以内）</p> <p>死体の一時保存（死体一時収容施設利用時は通常の実費、一時収容施設が利用できない場合は1体当たり 5,400円以内）</p> <p>検案（救護班以外は慣行料金）</p>
救助期間	災害発生の日から10日以内
留意事項	<p>○遺体が発見された場合は、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>○死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、遺族への引き渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行う。その際、既存施設利用の場合は借上費、既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上げ費及び輸送費</p>

#### 12 障害物の除去

対象者	半壊（半焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者
費用の限度額	1世帯当たり 137,900円以内
救助期間	災害発生の日から10日以内
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費
留意事項	<p>○趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、よつて、住家を一時的に失つたものに提供される「応急仮設住宅の供与」との併用はできない。</p> <p>○障害物の除去は、当面の生活が可能となるよう応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。</p> <p>○住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、学校等住家以外の障害物については各管理者が対応すべきものであり、災害廃棄物については各市町村が対応すべきものである。</p>

(2) 災害が発生するおそれ段階の救助（法第4条第2項）

1-1 避難所・福祉避難所の供与

対象者	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者
費用の限度額	避難所（1人1日当たり 330円以内） 福祉避難所（避難所限度額に加えて、通常の実費を加算）
救助期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間
対象経費	災害が発生するおそれがある場合において、必要となる建物の使用謝金や光熱水費等
留意事項	○夏期のエアコンや冬期のストーブ、仮設トイレの設置費や避難所等警備のための賃金職員等雇上費などの費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。

1-2 要配慮者の輸送

対象者	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）
救助期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間
対象経費	避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用及び、避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
留意事項	○避難指示が出ていて、予め避難が可能であるにもかかわらず避難しない方は、移動手段の確保が必要となる者とは考えにくい。

【地震・津波 第3章 第7節 第4 ライフライン施設の応急復旧】

資料36

設備別復旧順位

設備名	復 旧 順 位
送電設備	(1) 全回線送電不能の主要線路 (2) 全回線送電不能のその他の線路 (3) 一部回線送電不能の重要線路 (4) 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	(1) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 (2) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 (3) 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	(1) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 (2) その他の回線
通信設備	(1) 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） (2) 災害復旧に使用する保安回線 (3) その他保安回線

【地震・津波 第3章 第7節 第4 ライフライン施設の応急復旧】

資料37 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等、大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復旧状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き、出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内※を目標とする。

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

【地震・津波 第3章 第7節 第5 清掃・防疫・障害物の除去】

資料38

医療班（防疫）

1日可能班数	1日処理能力	活動内容
10班	10,000戸	(1) 公共の場所の消毒 (2) 地区（個人）に対する薬剤配布

【地震・津波 第3章 第7節 第5 清掃・防疫・障害物の除去】

資料39

消毒の実施基準

浸水程度	クレゾール (家庭配布用、室内)	消石灰 (家庭配布用、便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配布用)
床下	1戸当り 100グラム	1戸当たり 6キログラム	
床上	1戸当り 200グラム	1戸当たり 6キログラム	1戸当り200グラム

【地震・津波 第4章 第3節 激甚災害の指定】

資料40

激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚災害法第3条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5
激甚災害法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚災害法第6条 (農林水産業共同 利用施設災害復旧 事業費の補助の特 例)</p>	<p>(1) 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 または (2) 農業被害見込額 &gt; 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用 される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るもの について、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、 次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 &gt; 全国漁業所得推定額 × 0.5% または (4) 漁業被害見込額 &gt; 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用 される場合。 ただし、(3) (4) とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万 円以下の場合を除く。</p>
<p>激甚災害法第8条 (天災による被害 農林漁業者等に対 する資金の融通に 関する暫定措置の 特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激 甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実 情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 &gt; 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 &gt; 当該都道府県内の 農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>
<p>激甚災害法第11条 の2(森林災害復旧 事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) &gt; 当該年度の全国 生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の5 (B基準) 林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該都道府県の当該年度の生産林 業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 &gt; 当該年度の全国生産林業所得(木 材生産部門)推定額 × 100分の1</p>
<p>激甚災害法第12条、 13条(中小企業信用 保険法による災害)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額 &gt; 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
関係保証の特例等)	<p>及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の0.2</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合または激甚災害法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
激甚災害法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	<p>激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
激甚災害法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>滅失住宅戸数&gt;被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準)</p> <p>次の1、2のいずれかに該当する被害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で2,000戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で1,200戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
激甚災害法第24条	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚災害</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚災害法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

【風水害 第2章 第13節 要配慮者支援計画】

資料4-1

洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

	施設の名称	施設の種別	施設所在地	洪水浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
1	大洗海岸病院	病院	大洗町大貫町915		○
2	加部東歯科医院	歯科診療所	大洗町大貫町64-128	○	
3	ワークスしおかぜ	地域活動支援センター	大洗町港中央23	○	
4	こどもサークル大洗	障害児通所施設	大洗町港中央11-2 大洗シーサイドステーション内	○	
5	ここいち大洗	サービス付き高齢者向け住宅	大洗町大貫町64-46	○	
6	おおあらい学童	放課後学童クラブ	大洗町磯浜町5316-1		○
7	大洗町立大洗小学校	公立学校	大洗町磯浜町5316-1		○
8	大洗町立第一中学校	公立学校	大洗町磯浜町5247		○
9	グループホーム大洗	認知症対応型共同生活介護	大洗町大貫町2922-1	○	
10	大洗町社会福祉協議会	通所介護	大洗町港中央26-1 健康福祉センターゆっくら館	○	
11	デイサービスここいち大洗	地域密着型通所介護	大洗町大貫町64-46	○	

【風水害 第3章 第3節 第1 特別警報・警報・注意報】

資料42

警報・注意報基準値一覧表

令和4年5月26日現在  
発表官署 水戸地方気象台

大洗町	府県予報区	茨城県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	県央地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139	
	洪水		流域雨量指数基準	涸沼川流域=32.7	
			複合基準*1	-	
			指定河川洪水予報による基準	那珂川 [水府橋]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.2m (暫定基準)			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	95		
	洪水		流域雨量指数基準	涸沼川流域=26.1	
			複合基準*1	涸沼川流域= (6, 20.9)	
			指定河川洪水予報による基準	那珂川 [水府橋]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	0.7m (暫定基準)		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%*2				
なだれ					
低温	夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷 (雪) が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 湿度は水戸地方気象台の値。

「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震」に伴い、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準を適用しています。

※2012/11/27 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、暫定基準を廃止

2013/5/30 大雨、洪水警報・注意報の雨量基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準について、暫定基準を廃止

2019/12/18 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準について、暫定基準を廃止



【風水害 第3章 第3節 第2 洪水予報河川の洪水予報】

資料 4 4

警戒レベル一覧表

避難情報等	居住者がとるべき行動等
<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル 4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p>【警戒レベル 3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害がある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的避難することが望ましい。</li> </ul>
<p>【警戒レベル 2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化</p> <p>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
<p>【警戒レベル 1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況の悪化のおそれ</p> <p>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>

【風水害 第3章 第3節 第2 洪水予報河川の洪水予報】

資料45

水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準	職員の対応
待 機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等河川状況により特に必要を認めるとき。	災害対策連絡 会議構成員及 び事務局
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により、警戒水位を超える恐れがあるとき。	第1次動員 (警戒体制)
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を超える恐れがあるとき。	第2次動員 (緊急体制)
指示及び 情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に警戒水位を越え災害の起こる恐れがあるとき。	第3次動員 (非常体制)
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測名による一連の水防警報を解除する旨通報するもの。	警戒水位以下に下降したとき、又は警戒水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	災害対策連絡 会議構成員及 び事務局

【風水害 第3章 第3節 第2 洪水予報河川の洪水予報】

資料 4 6

基準水位観測所及び水防警報区

水系名	河川名	観測所名	基準水位観測所					水防警報区			
			水防団待機水位	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	位置	所在地	左岸	右岸
那珂川	那珂川	小口	4.00	5.00	5.00	5.50	9.67	左岸河口から 82.0km	栃木県那須郡那珂川町小口	自 栃木県大田原市亀久字大平 419 番地 4 地先 至 海	自 栃木県大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先 至 海
		野口	2.50	3.50	4.10	4.50	7.56	左岸河口から 38.3km	茨城県常陸大宮市野口		
		水府橋	3.00	4.00	5.40	5.80	8.36	右岸河口から 12.4km	茨城県水戸市根本		
	涸沼川	水府橋	3.00	4.00	5.40	5.80	8.36	右岸河口から 12.4km	茨城県水戸市根本	自 茨城県東茨城郡茨城町大字下石埼字海東 2995 番 2 地先 至 幹川合流点	自 茨城県東茨城郡大洗町神山町字神山 5233 番地先 至 幹川合流点

【風水害 第3章 第4節 被災情報の収集・伝達計画】

資料 4 7

消防庁連絡先

担当課	事務分掌	連絡先
防災課	震災、風水害、火山災害、雪害及び林野火災に係る防災対策の企画立案、地方公共団体に対する助言等に関する事	Te1 03-5253-7525 Fax 03-5253-7535
応急対策室	震災、風水害、火山災害、雪害及び林野火災に係る応急対策の実施に関する事	Te1 03-5253-7527 Fax 03-5253-7537
特殊災害室	石油コンビナート災害、原子力災害、船舶災害、航空災害等に係る対策の実施に関する事	Te1 03-5253-7528 Fax 03-5253-7538
救急企画課	救命救助に関する事、消防・防災ヘリコプターによる消防活動の推進に関する事等	Te1 03-5253-7529 Fax 03-5253-7539
宿直室	夜間・休日の場合の対応	Te1 03-5253-7777 Fax 03-5253-7553

【風水害 第4章 1海上災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料48

体制区分 基準配備人員（海上事故）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	海上事故により、多数の遭難者が発生するおそれのある場合、流出油等により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	海上事故により、多数の遭難者が発生したとき、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるなど相当な被害が予想される場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合	海上災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 2航空災害対策計画 第2節 第1 発災直後の情報の収集・連絡】

資料49

自衛隊機の場合の航空事故情報等の収集・連絡先

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁		03-5253-7777〔宿直室〕（同左）
百里空港事務所	航空管制情報官	0476-32-6410 または 6411（同左）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304（同左）
陸上自衛隊第一施設団	第3科総括班	0280-32-4141 内線 236, 237（同内線 203）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410（同内線 2302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231（同内線 215）
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）

【風水害 第4章 2航空災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料50

体制区分・基準配備人員（航空事故）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 3鉄道災害対策計画 第1節 第1 町内の鉄道状況】

資料51

鹿島臨海鉄道概況

(単位=km、人)

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区間
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	6,680	水戸～鹿島サッカースタジアム
〃 [貨物線]	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタジアム～奥野谷浜

※一日平均輸送人員は、平成20年度の各営業線の輸送実績である。

【風水害 第4章 3鉄道災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料52

職員の動員配備体制区分の基準及び内容(鉄道事故)

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合	鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 4道路災害対策計画 第2節 第1 発災直後の情報の収集・連絡】

資料53

道路災害情報等の収集・連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346 (同左)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
東日本高速道路(株)関東支社 水戸管理事務所	工務担当課	029-252-8260

【風水害 第4章 4道路災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料54

職員の動員配備体制区分の基準及び内容（道路災害）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	道路災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 5大規模な火事災害対策計画 第2節 第1 発災直後の情報の収集・連絡】

資料55

大規模な火事災害情報の連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）	
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234	駐屯地当直司令 内線302
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751 内線3571	（総合当直） 029-301-0110
茨城県	消防安全課	029-301-2896（昼）	
	防災・危機管理課	029-301-2885（夜間）	

【風水害 第4章 5大規模な火事災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料56

職員の動員配備体制区分の基準及び内容（火災）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 （事前配備）	火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	大規模な火事災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 6危険物等災害対策計画 第3節 第2 活動体制の確立(各災害共通事項)】

資料57

職員の動員配備体制区分の基準及び内容(危険物等事故)

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、またはその他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

## 防災業務関係者の被ばく管理マニュアル

令和 5 年 8 月 24 日

生 活 環 境 課

### 1. 目 的

原子力災害時における防災業務関係者の被ばく線量に係る基準の運用、被ばく線量の確認及び記録方法の明確化並びに身体汚染の除去の実施等の体制整備を図り、もって防災業務関係者の応急対策活動時の安全確保を図り、効率的な活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

### 2. 防災業務関係者の範囲

被ばく管理の対象とする防災業務関係者の範囲は、大洗町災害対策本部（以下、「町本部」という。）の防災業務関係者及び独自の被ばく管理又は身体汚染の除去活動が困難な防災関係機関の防災業務関係者とする。

### 3. 防災業務関係者が実施する災害応急対策

区 分	実 施 す る 災 害 応 急 対 策
町職員	事故状況の把握、通報連絡、住民広報・指示伝達、避難誘導、立入制限措置、緊急輸送、放射性物質の除染・除去
消防署員	住民広報、避難誘導、緊急搬送、消防活動
警察官	住民広報、避難誘導、警備、交通規制
指定公共機関の職員	・ 鉄道会社、バス会社等：物資・避難者の輸送 ・ 赤十字：医療・救護
原子力事業所職員	情報提供、事業所内の応急対策、汚染の除去

### 4. 被ばくの特徴

#### (1) 外部被ばくの特徴

ア 考慮すべき放射線の種類： $\gamma$ 線及び中性子線

$\alpha$ 線、 $\beta$ 線は透過力が弱く、外部被ばくによる影響はほとんどないが、高濃度の $\beta$ 線核種の皮膚汚染がある場合は、皮膚による急性障害が発現する可能性がある。

イ 測定

被ばく線量は、サーベイメータや個人線量計で比較的容易に測定可能である。

ウ 防護

計画から実施までの各段階において、防護の3原則（時間、距離、遮へい）を念頭に置く

ことで、被ばく線量を低減することができる。

#### 【時 間】

防災業務関係者が、放射線に爆されている時間を短縮することにより、被ばく線量を低減すること。

$$\text{被ばく線量} = \text{活動場所の線量率} \times \text{時間}$$

#### 【距 離】

防災業務関係者が放射線源から離れることにより、被ばく線量を低減すること。

$$\text{線量率} = \text{距離の2乗に反比例}$$

#### 【遮へい】

放射線源と防災業務関係者との間に遮へい物を設置することにより、被ばく線量を低減すること。

#### (2) 内部被ばくの特徴

ア 考慮すべき放射線の種類： $\alpha$ 線、 $\beta$ 線及び $\gamma$ 線

内部被ばくではエネルギーが大きな $\alpha$ 線に配慮する必要がある。

イ 測定

内部被ばく線量を直接測定することは不可能であることから、体外計測等による測定値から、体内に摂取された放射性物質の量を計算によって求める。

ウ 防護

吸入による内部被ばくは、適切な呼吸保護具、防護服等の装置や安定ヨウ素剤の服用等により、最低限に抑えることが可能である。

#### 5. 防災業務関係者の被ばく線量の指標

防災業務関係者の放射線防護に係る指標は次のとおりとする。なお、被ばく線量の指標はあくまで上限であることから、1回の災害あたりに10mSvを目標にできるだけ被ばく線量の低減に努めることとする。

基準	基準値	備考
累計管理線量	50mSv	この値となったとき、又はこの値になる恐れが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での作業を禁止する。

#### 6. 町本部における管理体制

##### (1) 被ばく管理責任者及び作業責任者

町本部の被ばく管理責任者は本部長（町長）とする。町本部各班の班長は、作業責任者として町本部の防災業務関係者の被ばく管理のための必要な指示を行う。

なお、独自の被ばく管理が困難な関係機関は独自に被ばく管理責任者をおき、町本部から報告される記録及び所属する防災業務関係者から報告されるデータの確認等によって、自らの責任で被ばく管理を行い必要な指示を行うものとする。

##### (2) 作業責任者の役割及び防災業務関係者への指示

作業責任者は、防災業務関係者の被ばく線量等の記録について、最終的な確認の責任を

負うものとし、作業内容に応じた被ばく線量等を踏まえ、その後の活動について必要な指示を行う。

作業責任者は、これらの指示に当たって被ばく管理上専門的な判断が必要な場合、オフサイトセンターの放射線班、医療班等に対し、指示又はアドバイスを仰ぐものとする。

## 7. 防災業務関係者の被ばく管理に係る資機材の運用

### (1) 被ばく管理に係る資機材の支給

#### ① 支給する資機材の内容

資機材の支給対象者は、原則として「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」内において、応急対策活動に従事する者とし、支給する資機材は次のとおりとする。

- ・ 個人線量計（警報付き又は警報無し）
- ・ 防護マスク
- ・ 防護服、手袋

#### ② 支給された資機材の管理

支給された被ばく管理用の資機材は、作業終了後返却するまでの間、原則として各防災業務関係者の責任で管理する。

### (2) 災害応急対策活動に応じた資機材使用のめやす

防災業務関係者は、実施する応急対策活動に応じて支給された資機材を使用するものとし、応急対策活動の内容に即した基本的な装備を以下のとおり例示する。

#### ① 発災事業所へ派遣される要員、避難区域内で活動する要員

- ・ 電子線量計（警報付き）、防護マスク、防護服

#### ② 交通誘導、立入制限措置、放射性物質の除染・除去等、屋外で継続的に活動する要員

- ・ 電子線量計（警報付き）、防護マスク、防護服

#### ③ 住民の避難輸送・誘導等のための要員

- ・ 電子線量計（警報付き）、防護マスク、防護服（繰り返し現地に行く場合）

#### ④ 一時集合所への資機材の輸送要員、屋内退避区域の屋外で一時的に活動する要員

- ・ 電子線量計（警報付き）、防護マスク

#### ⑤ 一時集合所で活動する要員

- ・ 電子線量計（警報付き）

## 8. 防災業務関係者の被ばく管理の流れ

### (1) 防災業務関係者の作業計画の策定

作業責任者は、災害応急対策を実施するにあたって、次の項目（作業場所・範囲、作業内容・方法、必要な人員、作業予定時間、防護装備の検討、当該作業における被ばく管理値等）を踏まえた作業計画（様式1）を立て、防災業務関係者に伝える。

なお、作業計画を立てる際には、線量率の値は風向き等の環境条件や放射線源の状況等により変化する可能性があり、長時間一定であるとは限らないことから、その時間変化等の傾向を参考に定めるものとし、被ばく線量をできるだけ低減するよう努める。

### (2) 防護服等の着用・脱衣

作業責任者は、作業計画に基づき放射性物質による汚染又はその恐れのある場所において活動する防災業務関係者に対し、出動時に防護服、呼吸用具、電子線量計（警報付き）を着用又は携行させるものとする。

防護装備の着用及び脱衣については、内閣府が作成した原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方法について（以下「防護装備等の使用方法」という。）により行う。

### (3) 個人線量計の着用及び警報値等の設定

作業責任者は、防災業務関係者が活動中に自ら被ばく線量を把握する観点から、防災業務関係者一人一人に対し、電子線量計（警報付き）の表示部を身体に向けて男性は胸部に女性は腹部に適切に装着させることとし、それによって外部被ばくによる被ばく線量を把握するものとする。

また、作業責任者は、防災業務関係者の被ばく線量が日管理線量以下となるよう、作業を中断して撤収する目安を日管理線量の2分の1に設定するよう防災業務関係者に指示する。

なお、それまでの被ばく線量（累積線量）が異なる複数の防災業務関係者が協同して行動する場合は、それまでの被ばく線量が一番高い者の値を代表値として限度線量を設定する。

### (4) 応急対策実施区域からの退避

応急対策実施区域内での作業を終了又は被ばく線量の指標に達した防災業務関係者は、応急対策実施区域外に速やかに退避する。また、応急対策活動中において次の各号に掲げる事態が発生した場合は、直ちに応急対策実施区域外に退避し、その後の指示を受けるものとする。

ア 個人線量計（警報付き）が警報を発したとき

イ 防護装備に支障が生じたとき（防護服の破損、呼吸保護具の作動不良等）

ウ 応急対策活動中に受傷するなどの事故が発生したとき

エ その他応急対策活動に重大な支障が生じたとき

### (5) 被ばく線量の管理

作業責任者は、防災業務関係者に対し活動期間中の外部被ばく線量を日管理被ばく線量記録票（様式2）に記録させるとともに、活動の都度これを報告させる。

なお、被ばく線量の指標を超えて実行線量を受けた場合は、速やかに指揮担当と協同して速やかに医師の診察又は処置を講じる。

### (6) 作業内容の見直し及び指示

作業責任者は、防災業務関係者から報告された外部被ばく線量や現場の状況等を踏まえ、作業計画時に策定した被ばく管理値を超える恐れがある場合には、一人当たりの作業時間を短縮するなど随時見直しを行い、防災業務関係者に対しその後の作業内容について必要な指示を行う。

なお、これらの指示に当たって専門的な判断が必要な場合、オフサイトセンターの放射線班、医療班等に対し、指示又はアドバイスを仰ぐこととする。

### (7) 安定ヨウ素剤の服用

作業責任者は、防災業務関係者が放射性ヨウ素による内部被ばくの恐れのある場所で活動する場合には、安定ヨウ素剤を携行させるものとする。また、作業責任者は、原子力災害対

策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合には、速やかに防災業務関係者に伝達するとともに、防災業務関係者の安定ヨウ素剤服用状況について指揮班に報告する。

なお、安定ヨウ素剤の服用については、副作用への考慮、ヨウ素過敏症等の既往症に配慮しなければならない。

#### (8) 汚染検査及び内部被ばくの管理

作業責任者は、放射性物質による汚染又はその恐れのある場所において活動した防災業務関係者に対し、防護装備等の使用方法により汚染検査を実施するよう指示し、被ばく管理個人票（様式3）に記録させるとともに、活動の都度これを報告させる。

特に、放射性プルームの通過中や汚染レベルが比較的高い場所で応急対策活動をしていたことが明らかである防災業務関係者で、脱衣の過程でのマスク表面の汚染検査において有意な内部被ばくの可能性がある者については、指揮班の指示を受け甲状腺モニタ及びホールボディカウンターによる測定を行い、甲状腺及び全身の内部被ばくを評価する。

#### (9) 汚染が検出された場合の措置

作業責任者は、防災業務関係者の汚染検査の結果、β線：40,000cpm（1か月後の値：13,000cpm）を超える値が検出された場合は、簡易除染（着替え、拭き取り等）を行うなど汚染の拡大防止に努める。

なお、簡易除染を行っても基準以下にならなかった場合は、汚染部位をタオル等で覆うなど拡散防止処置を施したうえで、指揮班と協同し災害拠点病院などの機関まで移動させる。

### 9. 指揮班への報告

作業責任者は、作業を終了した防災業務関係者より提出を受けた日管理被ばく線量記録票（様式2）及び被ばく管理個人票（様式3）の内容を確認し指揮班に報告する。

原子力災害応急対策作業計画

作業場所・範囲				
作業内容・方法				
作業実施者	所属		氏名	
	所属		氏名	
	所属		氏名	
	所属		氏名	
年 月 日	年 月 日			
作業予定時間	時 分 ~ 時 分			
行 程				
防護装備品				
被ばく限度				
留意事項				
そ の 他 (事故状況等)				

日 管 理 被 ば く 線 量 記 録 票

モニタリング班

EMC

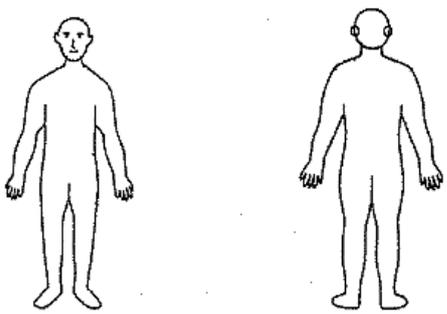
所 属			過去累積線量
職氏名			mSv

線量計 番 号	出発時		帰庁時		差引線量	活動場所及び 活動内容
	日 時	読取值	日時	読取值		
	年 月 日 時 分	mSv	年 月 日 時 分	mSv	mSv	
	年 月 日 時 分	mSv	年 月 日 時 分	mSv	mSv	
	年 月 日 時 分	mSv	年 月 日 時 分	mSv	mSv	
	年 月 日 時 分	mSv	年 月 日 時 分	mSv	mSv	
	年 月 日 時 分	mSv	年 月 日 時 分	mSv	mSv	
	年 月 日 時 分	mSv	年 月 日 時 分	mSv	mSv	
日累積線量					mSv	
全累積線量 (過去累積線量を含む)					mSv	

1. モニタリング班での活動、EMCどの活動かチェックを入れる。
2. 所属欄には、派遣元の組織名称を記載すること。
3. 日管理線量の基準値は5 mSv、累計管理線量の基準値は50 mSvとする。

被ばく管理個人票

氏名 (ふりがな)		<input type="checkbox"/> 汚染無し <input type="checkbox"/> 汚染有り
所属		
検査日時	令和 年 月 日 ( )	
測定者		確認者

防護 装 備	資機材	<input type="checkbox"/> 防護服 <input type="checkbox"/> 靴カバー <input type="checkbox"/> 防護マスク <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	線量計	<input type="checkbox"/> ポケット線量計 <input type="checkbox"/> アラームメータ <input type="checkbox"/> TLD <input type="checkbox"/> 蛍光ガラス線量計					
汚 染 検 査	測定器	<input type="checkbox"/> GM (型式:                    SN                    ) BG                    cpm <input type="checkbox"/> NaI (型式:                    SN                    ) BG                    μSV/h					
	(身体汚染部位詳細図)						
							
	1. 測定値欄には、バックグラウンド値を差し引いた値を記入する 2. OIL4 (40,000cpm: β線) を超えた場合は汚染有りとして除染を行う 3. 測定値は cpm、甲状腺は μSv/h の値を記載する						
	測定部位	①	②	③	④	⑤	⑥
	測定値						
除染等措置		<input type="checkbox"/> 更衣 <input type="checkbox"/> 皮膚拭取り <input type="checkbox"/> 皮膚洗浄 <input type="checkbox"/> その他 ( )					

除染後	汚染部位	①	②	③	④	⑤	⑥
	測定値						
	甲状腺						
特記事項							